

2014.6.27

A 類型（先端設備） 解説書（第2版）

1. 「製造業者等の名称」欄について

- ✓ 当該設備の性能把握や同一メーカー内の新旧モデルの判別が必要であるため、申請者（※1）は原則設備メーカーとするが、代理店や子会社等で正確な申請が可能と当工業会が判断できる場合（※2）は、設備メーカーに代わって代理店や工業会等が申請者（※1）となることを可とする。

※1 申請書（様式1）の右下の「製造業者等の名称」欄の記名・捺印

※2 例えば、ユーザー自身が申請する場合やメーカーでも代理店でもない第三者（申請代行そのものを業務とする単なる代行業者等）が申請する場合は、一般的に正確な申請が可能とは判断しづらい。

- ✓ なお、既に代理店等（含む海外メーカーの国内法人）が申請者となっている証明書については、そのまま可。

2. 「代表者氏名」「印」欄について

- ✓ 代表者氏名については、非会員については代表権の有る方に限定。会員、賛助会員については工場長や経理部長など部門長でも可とする。
- ✓ 印鑑についても同様。海外メーカーについて印鑑ではなくサインで代用することも可。
- ✓ また、サイン等については、直筆の原本そのものではなく、直筆の原本をPDF化したもので申請することも可とする。

3. 海外メーカー品について

- ✓ 海外メーカー品についても本税制の対象となるが、その場合も、国内メーカーと同様にメーカー名で工業会等に対し証明書を申請することが必要。

4. 証明書の発行者名について

- ✓ 証明書の発行者名（工業会等の記名・捺印）については会長名としている。

5. 比較対象のない設備について

- ✓ 手引きの Q&A（5ページ）に記載のある「比較対象が全くないものは、比較する指標がないため、最新モデルであることのみが要件となります」とは、例えば新設会社における第1号製品など、非常に限定的な場合のみを指す。
- ✓ 従って、メーカーから「今回、新商品を出しました。今までには無い設備（従来の

系統とは違う設備)なので、生産性の比較は不要です。」と申請があったとしても、安易に「比較不要」と判断することは不可。

- ✓ 新商品であっても、まずは(同じ系統でなくとも)社内の類似する機能・性能を持つ設備を何かしら抽出してもらい、その設備と比較をするようにメーカーに指示をお願いしたい。
- ✓ それでも比較するものが見つからない場合は、類似する機能・性能を持つ設備が社内には一切ないことをメーカーに説明してもらい、その内容が工業会として納得できた場合に限り、「比較対象が全くないため、最新モデル要件のみで可」と判断いただきたい。
- ✓ なお、その場合、チェックリスト(様式2)の「生産性向上」欄は、『比較すべき旧モデルが存在しない新製品であるため、比較不要』等と記載。

6. A類型(先端設備)における「年度」について

- ✓ 「一定期間内に販売開始」や「年平均1%」を算定する上での「年度」とは、メーカーや事業者の決算年度に係わらず、『1月1日から12月31日まで』を指す。

以上